

社会保障財政改革の方向

(フランス)

社会保障財政調整法の成立

フランス政府が昨秋、社会保障各制度間の財政調整法案を議会へ提出したことについてはすでに紹介した(本誌№29参照)。同法案は昨年12月に成立し、1972年12月24日法第74-1094号として公布された。同法の第1条には、1978年1月1日までに全フランス国民に共通な社会的保護制度が創設されること、またその前提として、全被保険者に平等な拠出努力を課すべきことが規定されていることも、既報のとおりである。他方その第3条には、企業の負担する拠出金についても、負担の公正をはかるため改善策が立案されることが規定されており、政府は本年6月1日までに、改革案を議会に提出することを義務づけられている。

グランジェ委員会の創設

この第3条の規定に基づき、デュラフル労働大臣はさる2月6日、社会保障拠出基礎の改革の研究を担当する委員会を設立した。同委員会は、会計検査院首席検査官グランジェ氏を委員長とし、関係各省を代表する専門家によって構成される。このグランジェ委員会は、社会保障財政に関与する使用者および被用者の各団体の意見を聴取したうえで、4月15日までに報告書を提出することになった。労働大臣は、同委員会の発足にあたり、現在の拠出はもっぱら支払賃金総額に基づいて行われることになっているので、労働力を多量に使用する企業に不利であるという非難がなされていることを指摘し、同委員会がとくにこの点を検討するよう要望した。

同委員会は予定どおり4月15日までに報告を提出したと思われるが、労

働省はなぜかこの文書を公表することを渋っていた。しかしこの6月になって、非公式なルートを通じ結局同報告書の内容が流布されるに至った。

この報告書によると、グランジェ委員会は、政府に対し3通りの解決策を提示しているが、そのうち第3の解決策をもっとも好ましいと考えているようである。その望ましい解決策とは、拠出対象賃金の上限撤廃、および企業経営のあらゆる要因を対象とした新拠出金の創設という2つの手段によって、社会保障財源の拡大をはかることにある。

以下に、3つの解決案を含めて報告書の内容を紹介する。

改革の必要性

報告書は冒頭から、豊富な統計を用いつつ、社会保障財政の微妙な問題に率直にとり組み、現行制度に対して、否定的な評価を与えている。同委員会が、社会保障財政の改革が必要であることの論拠として指摘しているのは、次の4つの観点である。

1. 社会保障の財源は次第に枯渇しつつあり、数カ月後には破滅的な状況になりかねないこと。第7次経済社会発展計画中の見通しによれば、どのような仮定に立っても、社会保障制度には無視できない財政需要が見込まれること。そのうえ、1978年までに達成することになっている社会保障制度の全フランス人への普及および特殊制度とくに自営業者制度の給付を一般制度並みに引上げることによって、補足的な財源が必要となること。
2. 現行のように、一定の上限内に限定された賃金に基づく拠出制度に頼っている限り、重大な負担の不公平をひき起さざるを得ず、その不公平が雇用の拡大を阻害し、超過勤務に依頼する傾向を助長し、手工業労働者の就職を阻げること(労働災害を除く社会保障各部門に関し使用者が負担する拠出金の支払賃金に占める比率は、職員の場合は20.1%であるのに対し、労務者の場合は27.9%に当る)。
3. 現行制度は、所得再分配の方針に逆行するものであり、労務者、低賃金被

用者、共働きの夫婦等を犠牲にして、農業経営者や上級幹部職員を庇護している。(注、世帯収入に対する拠出総額——使用者負担分を含む——の比率は、農業経営者の場合はわずか5%、幹部職員の場合は16.6%であるのに対し、労務者では26%にもなる。また賃金月額1000フランに対しては36.5%であるのに対し、1万フランの報酬にとっては10%にすぎない。)

4. 最後に、賃金を基礎とする現行制度は、非常に機械化された企業にとっては有利であり、その生産方式のために、多量の労働力に頼らざるを得ない企業には不利である。

報告書は、以上のような理由によって、改革を正当化し、次のような提案を行なっている。

上限の撤廃

現行のように、拠出金を一定の上限以下の賃金に基づいて算定し、上限を超える賃金については2ポイントの拠出しか行わないという仕組みをとりやめ、賃金総額に基づく算出法を採用することによって、とくに疾病保険に関する使用者の拠出金を拡大すること。以上が第一の改革案である。

財政当局の研究によって、この上限撤廃の措置が物価に及ぼす影響は少ないことが明らかにされている。委員会は、上限撤廃による企業の急激な負担増を緩和するため、拠出率を若干引下げることをも提案しており、この引下げが行われれば、なおのこと物価への影響は少なくなる。

障害があるとすれば、むしろそれは政治的なものだと思われる。なぜなら幹部職員総同盟およびフランス経団連がこれに反対しているからである。そこで委員会は、これらの抵抗を緩和するため、1976年1月1日から段階的に徐々に上限を引上げていく方式を提案している。

新拠出金の創設

第2の改革案は、さらに革新的なものである。それは、現行ではやはり賃金

に基づいて算定されている家族手当に関する拠出の一部を、付加価値、すなわち賃金だけでなく社会的負担金、償却引当金、利潤等の諸要素の総額を基礎とした新しい拠出金に代えることにある。このような改革もまた、経済および物価に対しては、それほど影響を及ぼさないことが、財政当局の研究によって明らかにされている。

複合的な改革案

グランジェ委員会は、非常に慎重なことばを用いながらも、次の第3の改革案をもっとも強く推奨しているようである。それは、第1の改革案である上限撤廃を実施すると同時に、第2の改革案に示された、拠出の基礎を賃金以外の他の企業経営要因にまで拡大する方針をとることである。この第3の改革案は、社会的費用の負担をより公正にし、企業間の競争のゆがみを是正するだけでなく、第1、第2の改革方式がもたらす弊害を緩和するとともに、恒常的な不均衡状態にある社会保障財政に、新規財源をもたらす。

以上のような提案に対しては、政府部内にも意見の不一致や躊躇する声もあったようである。しかし、労働省としては、改革案の準備作業に「ゴー」のサインを受取ったものと解釈している。改革案の議会提出は、6月1日まではとうてい間に合わなかったが、早ければこの秋、遅くとも来春までには、提出されるものと思われる。

Le Monde 20 juin 1975. 他.

(平山 卓 国立国会図書館)